

# 平成 26 年度宮城県計画に関する 事後評価（案）

平成 27 年 6 月

平成 28 年 6 月

平成 29 年 7 月

宮城県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

# 1. 事後評価のプロセス

## (1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・平成27年6月 5日 宮城県地域医療介護総合確保推進委員会において議論
- ・平成28年6月16日 宮城県地域医療介護総合確保推進委員会において議論
- ・平成29年7月 6日 宮城県地域医療介護総合確保推進委員会において議論

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

## (2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

特になし (平成27年6月 5日 宮城県地域医療介護総合確保推進委員会)

特になし (平成28年6月16日 宮城県地域医療介護総合確保推進委員会)

\_\_\_\_\_ (平成29年7月 6日 宮城県地域医療介護総合確保推進委員会)

## 2. 目標の達成状況

平成26年度宮城県計画に規定する目標を再掲し、平成28年度終了時における目標の達成状況について記載。

### ■宮城県全体（目標）

#### ① 宮城県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

宮城県においては、在宅医療、医療従事者確保対策など、以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

| 指標                                  | 平成 26 年度終了時                      | 平成 28 年終了時                     |
|-------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 在宅医療に必要な連携を担う拠点の設置                  | 8ヶ所<br>(29万人に1ヶ所)                | 8ヶ所<br>(29万人に1ヶ所)              |
| 在宅療養支援診療所数                          | 141ヶ所<br>(6.1ヶ所/10万人)<br>(平成27年) | 149ヶ所<br>6.4ヶ所/10万人<br>(平成29年) |
| 在宅訪問診療を実施している歯科医療機関数                | 185<br>(平成24年度)                  | 254<br>(平成28年度)                |
| 訪問看護ステーション数                         | 124ヶ所<br>(5.3ヶ所/10万人)<br>(平成27年) | 140ヶ所<br>6.0ヶ所/10万人<br>(平成29年) |
| 在宅死亡率                               | 18.4%<br>(県全体)(平成24年)            | 20.0%<br>(県全体)(平成27年)          |
| 医師数(人口10万対)                         | 230.5<br>(全国237.8)(平成24年)        | 232.3<br>(全国244.9)(平成26年)      |
| 小児人口1万人当たりの小児科医師数                   | 8.9<br>(平成24年)                   | 9.1<br>(平成26年)                 |
| 看護師数(人口10万対)                        | 740.2<br>(全国796.6)(平成24年)        | 778.3<br>(全国855.2)(平成26年)      |
| 産科・産婦人科医師1人当たりの年間出生数(出生数/産科産婦人科医師数) | 93.53<br>(全国95.44)(平成24年)        | 91.72<br>(全国90.53)(平成26年)      |

(指標の出展：第6次宮城県地域医療計画)

□宮城県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

現時点で統計的に確認できる指標については、計画策定時と比較していずれも改善傾向を示している。

2) 見解

訪問看護ステーションなど在宅医療の提供体制の整備が進みつつある。

本計画に掲げる指標については、第6次宮城県地域医療計画（平成25年度-同29年度）の目標指標の一部を再掲しており、地域医療介護総合確保基金等を活用し、継続してこれら目標の達成に向けた関連施策に取り組む。

3) 目標の継続状況

- 平成29年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成29年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■仙南圏（目標と計画期間）

① 仙南圏の医療と介護の総合的な確保に関する目標

仙南圏では、人口10万人当たりの在宅療養支援診療所数、訪問看護ステーション数は県平均を下回っている。また、人口10万人当たりの医師、看護師数はいずれも県平均を下回っており、特に看護師数は県内で最も少ない数値となっている。これらの課題を解決するため精力的に取り組むとともに、医療と介護の総合的な確保のため、以下を目標とする。

| 指標                 | 平成26年度終了時                          | 平成28年終了時                             |
|--------------------|------------------------------------|--------------------------------------|
| 在宅医療に必要な連携を担う拠点の設置 | なし                                 | なし                                   |
| 在宅療養支援診療所数         | 8ヶ所（4.5ヶ所/10万人）<br>（県6.1ヶ所）（平成27年） | 8ヶ所<br>4.6ヶ所/10万人<br>（県6.4ヶ所）（平成29年） |
| 訪問看護ステーション数        | 5ヶ所（2.8ヶ所/10万人）<br>（県5.3ヶ所）（平成27年） | 8ヶ所<br>4.6ヶ所/10万人<br>（県6.0ヶ所）（平成29年） |
| 在宅死亡率              | 17.7%<br>（県18.4%）（平成24年）           | 18.3%<br>（県20.0%）（平成27年）             |
| 医師数（人口10万対）        | 143.7<br>（県230.5）（平成24年）           | 147.4<br>（県232.3）（平成26年）             |
| 看護師数（人口10万対）       | 494.2<br>（県740.2）（平成24年）           | 514.2<br>（県778.3）（平成26年）             |

## ② 計画期間

平成 26 年度～平成 29 年度

### □仙南圏（達成状況）

#### ●仙南圏の医療と介護の総合的な確保について

##### 1) 目標の達成状況

仙南圏においては、県内で最も看護師数が少ない地域であること踏まえ、平成 26 年度からの 2 ヶ年計画で、仙南医療圏における看護師確保・育成に関する調査を実施した。地域の医療機関、看護師及び看護学校を対象とした調査結果を参考とし、今後、効果的で、実現可能な施策の立案を目指す。

また、各医療圏で、二次救急医療機関等が当番を決め、在宅患者・介護施設入所者の急変時に速やかに対応する体制が構築されており、仙南圏においては、5 医療機関が参加している。

##### 2) 見解

おおむね順調に進んでおり、平成29年度以降も引き続き、各事業に取り組むこととする。

##### 3) 目標の継続状況

- 平成29年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  
(平成29年度計画における関連目標の記載ページ ; p. 4)
- 平成29年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

### ■仙台圏（目標と計画期間）

#### ① 仙台圏の医療と介護の総合的な確保に関する目標

仙台圏では、人口 10 万人当たりの在宅療養支援診療所数、訪問看護ステーション数は県平均を上回っているが、目標年次である平成 29 年度末に向けては、さらなる増加が必要である。

また、人口 10 万人当たりの医師、看護師数は県平均を上回っているが、仙台市がこの圏域の平均値を高めている側面があり、仙台市以外では大きく下回っている。これらの課題を解決するため精力的に取り組むとともに、医療と介護の総合的な確保のため、以下を目標とする。

| 指標                 | 平成 26 年度終了時  | 平成 28 年度終了時   |
|--------------------|--|---|
| 在宅医療に必要な連携を担う拠点の設置 | 3ヶ所  | 3ヶ所   |
| 在宅療養支援診療所数         | 93ヶ所<br>仙台市 5.8ヶ所/10万人<br>仙台市以外 7.0ヶ所/10万人<br>(県 6.1ヶ所) (平成 27年) | 99ヶ所<br>仙台市 6.2ヶ所/10万人<br>仙台市以外 7.2ヶ所/10万人<br>(県 6.4ヶ所) (平成 29年)  |
| 訪問看護ステーション数        | 86ヶ所<br>仙台市 6.2ヶ所/10万人<br>仙台市以外 4.5ヶ所/10万人<br>(県 5.3ヶ所) (平成 27年) | 101ヶ所<br>仙台市 7.1ヶ所/10万人<br>仙台市以外 5.4ヶ所/10万人<br>(県 6.0ヶ所) (平成 29年) |
| 在宅死亡率              | 19.2%<br>(県 18.4%) (平成 24年)                                      | 23.2%<br>(県 20.0%) (平成 27年)                                       |
| 医師数 (人口 10 万対)     | 275.7<br>(仙台市 333.0)<br>(仙台市以外 137.1)<br>(県 230.5) (平成 24年)      | 275.0<br>(仙台市 333.5)<br>(仙台市以外 140.9)<br>(県 232.3) (平成 26年)       |
| 看護師数 (人口 10 万対)    | 820.6<br>(仙台市 933.1)<br>(仙台市以外 548.7)<br>(県 740.2) (平成 24年)      | 852.9<br>(仙台市 978.5)<br>(仙台市以外 549.5)<br>(県 778.3) (平成 26年)       |

## ② 計画期間

平成26年度～平成29年度

### □仙台圏（達成状況）

#### ●仙台圏の医療と介護の総合的な確保について

##### 1) 目標の達成状況

在宅療養支援診療所数、訪問看護ステーション数は着実に増加している。

また、各医療圏で、二次救急医療機関等が当番を決め、在宅患者・介護施設入所者の急変時に速やかに対応する体制が構築されており、仙台圏においては、15医療機関が参加している。

##### 2) 見解

おおむね順調に進んでおり、平成29年度以降も引き続き、各事業に取り組むこととする。

##### 3) 目標の継続状況

平成29年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

(平成29年度計画における関連目標の記載ページ ; p. 5)

平成 29 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■大崎・栗原圏（目標と計画期間）

① 大崎・栗原圏の医療と介護の総合的な確保に関する目標

大崎・栗原圏では、人口 10 万人当たりの訪問看護ステーション数、在宅死亡率は県平均を下回っており、特に在宅死亡率は県内で最も少ない数値となっている。また、人口 10 万人当たりの医師、看護師数はいずれも県平均を下回っており、特に看護師数は県内で 2 番目に少ない数値となっている。これらの課題を解決するため精力的に取り組むとともに、医療と介護の総合的な確保のため、以下を目標とする。

| 指標                 | 平成 26 年度終了時   | 平成 28 年度終了時   |
|--------------------|---|---|
| 在宅医療に必要な連携を担う拠点の設置 | 2ヶ所   | 2ヶ所   |
| 在宅療養支援診療所数         | 17ヶ所<br>大崎 3.9ヶ所/10万人<br>栗原 12.9ヶ所/10万人<br>(県 6.1ヶ所) (平成 27年) | 19ヶ所<br>大崎 4.9ヶ所/10万人<br>栗原 13.2ヶ所/10万人<br>(県 6.4ヶ所) (平成 29年) |
| 訪問看護ステーション数        | 13ヶ所<br>大崎 4.9ヶ所/10万人<br>栗原 4.3ヶ所/10万人<br>(県 5.3ヶ所) (平成 27年)  | 13ヶ所<br>大崎 4.9ヶ所/10万人<br>栗原 4.4ヶ所/10万人<br>(県 6.0ヶ所) (平成 29年)  |
| 在宅死亡率              | 16.2%<br>(県 18.4%) (平成 24年)                                   | 12.8%<br>(県 20.0%) (平成 27年)                                   |
| 医師数 (人口 10 万対)     | 157.5<br>(大崎 164.6)<br>(栗原 137.1)<br>(県 230.5) (平成 24年)       | 160.3<br>(大崎 166.8)<br>(栗原 141.4)<br>(県 232.3) (平成 26年)       |
| 看護師数 (人口 10 万対)    | 599.4<br>(大崎 565.0)<br>(栗原 698.0)<br>(県 740.2) (平成 24年)       | 655.1<br>(大崎 630.5)<br>(栗原 726.9)<br>(県 778.3) (平成 26年)       |

② 計画期間

平成 26 年度～平成 29 年度

□大崎・栗原圏（達成状況）

●大崎・栗原圏の医療と介護の総合的な確保について

1) 目標の達成状況

在宅死亡率は依然県内で最も少ない数値となっているが、在宅療養支援診療所数は増加している。

また、各医療圏で、二次救急医療機関等が当番を決め、在宅患者・介護施設入所者の急変時に速やかに対応する体制が構築されており、大崎・栗原圏においては、10医療機関が参加している。

## 2) 見解

おおむね順調に進んでおり、平成29年度以降も引き続き、各事業に取り組むこととする。

## 3) 目標の継続状況

- 平成29年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  
 (平成29年度計画における関連目標の記載ページ ; p. 6)
- 平成29年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

### ■石巻・登米・気仙沼圏（目標と計画期間）

#### ① 石巻・登米・気仙沼圏の医療と介護の総合的な確保に関する目標

石巻・登米・気仙沼圏では、人口 10 万人当たりの訪問看護ステーション数、在宅死亡率は県平均を下回っている。また、人口 10 万人当たりの医師、看護師数はいずれも県平均を下回っており、特に医師数は県内で最も少ない数値となっている。これらの課題を解決するため精力的に取り組むとともに、医療と介護の総合的な確保のため、以下を目標とする。

| 指標                 | 平成 26 年度終了時  | 平成 28 年度終了時   |
|--------------------|--|---|
| 在宅医療に必要な連携を担う拠点の設置 | 3ヶ所  | 3ヶ所   |
| 在宅療養支援診療所数         | 23ヶ所<br>登米 3.7ヶ所/10万人<br>石巻 6.2ヶ所/10万人<br>気仙沼 10.1ヶ所/10万人<br>(県 6.1ヶ所) (平成 27 年) | 23ヶ所<br>登米 5.0ヶ所/10万人<br>石巻 6.3ヶ所/10万人<br>気仙沼 9.2ヶ所/10万人<br>(県 6.4ヶ所) (平成 29 年) |
| 訪問看護ステーション数        | 20ヶ所<br>登米 2.5ヶ所/10万人<br>石巻 7.3ヶ所/10万人<br>気仙沼 5.1ヶ所/10万人<br>(県 5.3ヶ所) (平成 27 年)  | 18ヶ所<br>登米 2.5ヶ所/10万人<br>石巻 6.3ヶ所/10万人<br>気仙沼 5.3ヶ所/10万人<br>(県 6.0ヶ所) (平成 29 年) |
| 在宅死亡率              | 14.9%<br>(県 18.4%) (平成 24 年)   | 18.2%<br>(県 20.0%) (平成 27 年)  |
| 医師数 (人口 10 万対)     | 143.1<br>(登米 109.6)<br>(石巻 167.1)<br>(気仙沼 119.7)<br>(県 230.5) (平成 24 年)          | 148.4<br>(登米 113.0)<br>(石巻 173.1)<br>(気仙沼 124.9)<br>(県 232.3) (平成 26 年)         |
| 看護師数 (人口 10 万対)    | 640.0<br>(登米 569.8)  | 688.0<br>(登米 627.5)   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | (石巻 590.6)<br>(気仙沼 828.1)<br>(県 740.2) (平成 24 年) | (石巻 651.9)<br>(気仙沼 836.7)<br>(県 778.3) (平成 26 年) |
|--|--|--|

② 計画期間

平成26年度～平成29年度

□石巻・登米・気仙沼圏（達成状況）

●石巻・登米・気仙沼圏の医療と介護の総合的な確保について

1) 目標の達成状況

訪問看護ステーション数は減少しているが、在宅死亡率は増加している。

また、各医療圏で、二次救急医療機関等が当番を決め、在宅患者・介護施設入所者の急変時に速やかに対応する体制が構築されており、石巻・登米・気仙沼圏においては、5医療機関が参加している。

2) 見解

おおむね順調に進んでおり、平成29年度以降も引き続き、各事業に取り組むこととする。

3) 目標の継続状況

平成29年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

(平成29年度計画における関連目標の記載ページ ; p. 8)

平成29年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

### 3. 事業の実施状況

平成26年度宮城県計画に規定した事業について、平成28年度終了時における事業の実施状況を記載。

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業   |                    |
| 事業名        | 【NO.1】<br>院内口腔管理体制整備事業   | 【総事業費】<br>4,800 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○歯科衛生士の配置：4 人（4 圏域各 1 人）<br>〔事業効果〕<br>・術後における全身の早期回復の促進<br>・各種がん治療の副作用・合併症の予防や軽減<br>・在院日数の短縮   |                    |
| 事業の達成状況    | ○歯科衛生士の配置：5 人（仙南圏 1 人，仙台圏 2 人，大崎・栗原圏，1 人，石巻・登米・気仙沼圏 1 人）<br>・地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため，歯科衛生士を配置し，患者の口腔管理を行った。   |                    |
| 事業の有効性・効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>歯科衛生士の配置により，入院患者の口腔管理上の一定の効果（術後における全身の早期回復の促進や副作用，合併症の予防・軽減等）が得られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>宮城県内のすべての医療圏（4 医療圏）で事業が実施され，地域の拠点となる医療機関において，医科歯科連携の強化が図られた。</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |   |                    |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                    |
| 事業名        | 【NO.2】<br>宮城県医師会地域医療包括ケア推進支援室（仮称）の設置・運営   | 【総事業費】<br>2,910 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 事業の目標      | ○郡市医師会との連絡支援会議の開催：2 回<br>○医療関係団体との連絡支援会議の開催：1 回<br>○研修会の開催：1 回<br>〔事業効果〕<br>・各地域における地域包括ケアの円滑かつ有効な活用に向けた実務的な支援・指導を行う体制の構築   |                    |
| 事業の達成状況    | ○郡市医師会との連絡支援会議の開催：10 回<br>○医療関係団体との連絡支援会議の開催：1 回<br>○研修会の開催：2 回   |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>宮城県医師会における，郡市医師会・医療関係団体との連絡支援会議，各地区調査，各種研修事業の実施により，実務的な支援・指導を行う体制整備等が進んだ。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>地域包括ケアの推進を図るため，重要な役割を担う医師会がリーダーシップを発揮することで，県内の郡市医師会や医療関係団体等との連携・調整が円滑に行われる。</p> |                    |
| その他        |   |                    |

|            |  |                     |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                     |
| 事業名        | 【NO.3】<br>高齢腎不全患者に対する在宅医療の推進   | 【総事業費】<br>22,500 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙台圏  |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 事業の目標      | <p>○腎不全支援スタッフの配置による腎不全患者の在宅医療支援体制の支援</p> <p>○市民講演会等の開催</p> <p>〔事業効果〕</p> <p>・高齢の慢性腎臓病患者に対する在宅医療の支援と慢性腎臓病・腎不全進行の抑制により，高齢者在宅医療の推進につながる。</p>  |                     |
| 事業の達成状況    | <p>○高齢の慢性腎臓病患者等の在宅医療を推進するため，腎不全支援スタッフを配置（医師 1 名，看護師 1 名，管理栄養士 2 名）</p> <p>○介護施設や訪問看護ステーションスタッフへの腎不全教育を実施（月 1 回の会議），ネットワーク形成による在宅医療体制支援等を実施</p>   |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>高齢者人口が最大になると予想されている 2025 年を見据えた，高齢者の慢性腎臓病（CKD）に関する在宅医療の推進と透析予防のため，訪問看護師など介護者のスキルアップと地域のネットワークの構築が図られる。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>高齢者の慢性腎臓病や腎不全に対する介護者の理解の広がり，高齢者の在宅医療を推進するとともに，腎不全患者の QOL を向上させ，医療費の削減につながることを期待できる。</p> |                     |
| その他        |  |                     |

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                     |
| 事業名        | 【NO.4】<br>小児在宅医療支援センターの設置   | 【総事業費】<br>26,649 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 事業の目標      | ○宮城県小児在宅医療支援協議会の開催：1 回<br>○小児在宅医療情報システムの構築<br>○小児在宅医療支援拠点の整備：7 か所<br>○小児在宅医療コーディネーターの養成：14 人  |                     |
| 事業の達成状況    | ○宮城県小児在宅医療支援研究会の開催：1 回<br>○大学病院・地域基幹病院からの往診システムの構築<br>○小児在宅医療支援拠点の整備：7 か所<br>○小児在宅医療に関する講義（出前講座）の実施   |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>宮城県小児在宅医療支援研究会の開催により，関係者がこの課題に対する認識を深め，目指すべき子育て社会像についてより具体的に考える機会を提供することができる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>研修や講義等の実施に当たっては，各地の小児在宅医療支援拠点と連携して実施したことにより，県内全域を対象地域とすることができた。</p> |                     |
| その他        |   |                     |

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                     |
| 事業名        | 【NO.5】<br>在宅医療連携拠点整備事業  | 【総事業費】<br>15,649 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 事業の目標      | ○連携拠点における取組の実施：5 か所<br>〔事業効果〕<br>・在宅医療連携拠点の整備<br>・多職種が連携して取り組む環境づくり<br>・在宅医療従事者の負担軽減  |                     |
| 事業の達成状況    | ○連携拠点における取組の実施：1 か所<br>○地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等に対する医療的助言及び支援の実施：4 か所<br>※担当メモ：H27 からは「在宅医療推進事業」として要領を改正。 <u>連携拠点の整備による在宅医療の支援</u> というカラーはなくなり，単純に「在宅医療の支援体制を構築」という表現になった。このため，厳密に見れば改正前後で「事業の目標」が変わっているが，27年度の時点で計画を変更していないことから，目標の記載は変えず，達成状況に27年度分の成果を追記した。 |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>連携拠点を中心とした多職種協働の基盤整備及び相談支援体制の構築により，地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供が推進された。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>これまで多職種連携や在宅医療に取り組んできた医療機関が事業を実施したことから，各自が持つノウハウに基づき，効率的な事業執行が図られた。</p>  |                     |
| その他        |   |                     |

|            |  |                      |
|------------|--|----------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                      |
| 事業名        | 【NO.6】<br>在宅医療に係る入院受入体制構築  | 【総事業費】<br>204,174 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                      |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 8 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                      |
| 事業の目標      | ○当番病院（日中）：12 病院<br>○当番病院（夜間）：9 病院<br>〔事業効果〕<br>・在宅療養者の急変時の受入医療機関を確保することで，患者家族や医療・介護従事者の負担を減らすことができる。   |                      |
| 事業の達成状況    | ○当番病院（日中）：12 病院<br>○当番病院（夜間）：9 病院<br>○参加医療機関 35 医療機関<br>24 時間 365 日在宅患者が急変した際の受入体制を構築  |                      |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>各医療圏で病院が当番を決め，在宅患者・介護施設入居者の急変時に対応できる病床を確保することで，在宅医療の提供体制が強化された。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>輪番表の作成等については県病院協会が中心となって調整したことで，効率的な事業執行が図られた。</p> |                      |
| その他        |  |                      |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.7】<br>在宅医療・介護の連携ネットワーク構築   | 【総事業費】<br>6,954 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 石巻・登米・気仙沼圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | <p>○石巻在宅医療・介護推進協議会運営委員会の組織・開催</p> <p>○ICT システムを活用した利便性の高い入力・閲覧環境の整備</p> <p>〔事業効果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた在宅医療対応診療所が協力・連携することで、各診療所の 24 時間 365 日対応の負荷を軽減するほか、外来型診療所の在宅医療への参入が促進される。</li> <li>・石巻市の地域包括ケアを支えるシステムへの発展が期待される。</li> </ul> |                    |
| 事業の達成状況    | <p>○石巻在宅医療・介護情報連携協議会の組織・運営（16 事業者）</p> <p>定例会議：2 回 ワーキンググループ：4 回</p> <p>○ネットワークの新しい運用ルールの実装と確立</p>   |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>石巻市の地域包括ケアシステムの基盤となる在宅医療・介護の連携ネットワークの構築に向け、組織体制・運営体制の整備を行った。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>ネットワークの新しい運用ルールが実装されたことにより、各事業者間の連携数の増加がみられただけでなく、業務の負担軽減につながる結果となった。</p>   |                    |
| その他        |  |                    |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.8】<br>地域包括ケア推進・検討会議推進事業  | 【総事業費】<br>2,634 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，大崎・栗原圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○会議・検討会等開催：9 回<br>〔事業効果〕<br>・地域における医療・介護の関係者が一堂に会することにより，顔の見える関係が構築され，連携を深めることができる。<br>・地域包括ケアシステムの構築を図ることにより，医療・介護の連携，認知症対策の推進が図られる。  |                    |
| 事業の達成状況    | ○代表者回会議 1 回 担当国会議 2 回 講演会 1 回（参加 165 名）<br>検討委員会 2 回<br>・仙南地域における急性期病院から在宅までの退院円滑化を図るための方策検討や，仙南地域の医療関係者及び介護福祉関係者による多職種協働のための関係者会議の開催，地域包括ケア体制構築に向けた講演会や検討委員会の実施。  |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>管内の病院長で構成する代表者会議では，今年度から取組を始めた急性期病院から後方支援病院への転院患者実態調査の集計結果等をもとに，管内の退院円滑化を図るための意見交換を実施し，病院間の連携が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>これまで医療と介護の関係者が一堂に会する機会がなかったが，関係者会議や講演会の開催を通じ，顔の見える関係づくりが始まり，地域における現状や課題の効率的な情報共有が図られた。</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |  |                     |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                     |
| 事業名        | 【NO.9】<br>地域包括ケア地域課題等検討研修会   | 【総事業費】<br>36,640 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 事業の目標      | ○検討研修会の開催：7 か所<br>〔事業効果〕<br>・保健所等の単位で多職種が地域課題を検討する場を設けることで，医療と介護の連携が促進される。   |                     |
| 事業の達成状況    | ○検討研修会の開催：4 か所（大崎，栗原，石巻，気仙沼）<br>・在宅医療・介護の連携を図るため，地域包括ケアの担い手が，保健所等の単位で地域課題の検討を定期的に行う機会を設けた。   |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>在宅医療や介護に関する課題を共有し，地域包括ケア体制を整備する上で必要な連携体制が構築される。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>行政等が主体となり，地域の医療機関や介護従事者と連携しながら研修の企画立案等を行うことで，地域の課題に応じた研修内容とすることができた。</p> |                     |
| その他        |  |                     |

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                     |
| 事業名        | 【NO.10】<br>地域包括ケア情報共有ガイドライン作成事業   | 【総事業費】<br>14,595 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 事業の目標      | ○標準ガイドラインの作成<br>〔事業効果〕<br>・連携の場面ごとに最低限必要な共有内容をガイドラインとして定めることで，効果的な連携を図ることができる。  |                     |
| 事業の達成状況    | ○宮城県医療・介護情報連携ガイドラインの作成<br>・地域包括ケアシステム構築を全県で行うため，在宅療養時，退院調整時などにおける医療と介護間の情報共有のルール（内容，手段，時期，頻度等）の標準的な内容を定めたガイドラインを作成した。   |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>地域包括ケア体制の構築に当たって，標準的な医療と介護の情報連携に係るガイドラインを作成することで，適切な情報共有のもと，全県下での連携体制を構築することができる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>誰が，どこで，どのような情報を，どのように共有するかについて，連携の場面ごとに提示し，また必要に応じて視覚化することで，関係者間の情報伝達や共有が円滑に行われることが期待される。</p> |                     |
| その他        |   |                     |

|            |  |                     |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                     |
| 事業名        | 【NO.11】<br>総合診療医の育成支援事業  | 【総事業費】<br>64,390 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 事業の目標      | ○育成を行う医療機関への支援：3 か所<br>〔事業効果〕<br>・総合診療医の育成を行う医療機関の活動が促進され，総合診療医数の増加，県内への定着促進につなげることができる。   |                     |
| 事業の達成状況    | ○育成を行う医療機関への支援：3 か所<br>・在宅医療の担い手となる総合診療医の確保のため，プライマリケアの育成プログラムに基づき，総合診療医の育成を行う医療機関を支援した。   |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>患者が住み慣れた家や地域で生活を継続するためには，それに対応できる在宅医療従事者（医師）の育成が急務であり，総合診療医の育成を行う医療機関を支援することで，その育成が促された。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>複数の指導医による育成，他機関の事業参画又は多職種による効果評価等により，効率的なプログラムの実行が図られた。</p> |                     |
| その他        |  |                     |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.12】<br>多職種人材育成研修会  | 【総事業費】<br>2,273 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○研修会の開催：2 回<br>〔事業効果〕<br>・医療及び介護の連携の核となる人材の育成。<br>・顔の見える環境の構築，多職種が連携して取り組む環境づくり。   |                    |
| 事業の達成状況    | ○研修会の開催：2 回<br>(研修内容)<br>・在宅緩和ケアにおける多職種協働の実践<br>・鶴岡市における地域包括ケア～医師会主導による構築～<br>・連携，協働に関するグループワーク ほか   |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>地域包括ケア体制構築のためには，医療，介護の関係者が顔の見える関係を構築することが必要であり，多職種の関係者が集う研修会において，全国の状況や県内先進事例を学びつつ，相互理解を深めることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>県全域を対象とした研修会やグループワークを通じて，医師，歯科医師，薬剤師，看護職員，ケアマネージャ等の多職種の従業者が集まることで，職種間の相互理解を効率的に深めることができた。</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.13】<br>在宅医療・地域包括ケア担い手育成事業  | 【総事業費】<br>8,019 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 石巻・登米・気仙沼圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○後期研修医の受入：2 人<br>〔事業効果〕<br>・将来指導者となり他医療機関でも総合診療・地域包括ケアの推進に貢献できる人材の育成につながる。   |                    |
| 事業の達成状況    | ○後期研修医の受入：2 人  |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>石巻市立病院開成仮診療所を中心に、総合診療・在宅医療・地域包括ケアを実践できる医療者を集め、教育する体制が整備された。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>指導医による訪問診療と外来診療を通じた教育、さらに毎日行う振り返りカンファレンスでの指導を併せて行うことで、研修医の個性等に合わせた個別的な教育が実現する。</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                     |
| 事業名        | 【NO.14】<br>在宅医療対応力向上研修  | 【総事業費】<br>14,067 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 事業の目標      | ○基礎研修の実施：3 か所<br>○対応力向上研修の実施：3 か所<br>〔事業効果〕<br>・在宅医療従事者が増える。<br>・在宅医療従事者の質の向上による患者への対応力の向上  |                     |
| 事業の達成状況    | ○対応力向上研修の実施：4 か所<br>(研修内容)<br>・在宅医療に関する診療報酬の説明<br>・在宅医療を実施している医師等による講演 ほか   |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>在宅医療に従事していない医療機関が在宅医療の基礎的知識を学ぶ機会が設けられ，在宅医療に従事している医療機関においても，対応力向上にむけた技術や知識を学ぶ機会が設けられた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>研修の企画，周知，実施については県医師会が中心となり行ったことで，効率的な事業執行が図られた。</p> |                     |
| その他        |   |                     |

|            |   |                    |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                    |
| 事業名        | 【NO.15】<br>在宅医療人材育成事業   | 【総事業費】<br>9,666 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 事業の目標      | ○在宅医療従事者研修等の実施：3 回<br>〔事業効果〕<br>・介護・福祉関係施設，在宅領域で働く看護管理者のマネジメント能力が向上し，質の高い看護が提供できるようになる。   |                    |
| 事業の達成状況    | ○在宅医療従事者研修等の実施：4 回<br>・災害時においても，難病患者が安心して療養生活が継続できるよう，難病患者支援の知識・技術実践研修<br>・介護・福祉関係施設，在宅領域で働く看護管理者のマネジメント能力向上研修<br>・医療と介護に携わる医療従事者等に対する実地研修  |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>在宅医療従事者の患者への対応力が向上し，災害等有事の際，タイムリーに医療依存度の高い患者・家族への支援ができるようになる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>介護・福祉関係施設，在宅領域で働く看護管理者が研修を受講することで，相互の業務の特徴や専門性を知る機会となり，具体的で効率的な連携を促すことが期待される。</p> |                    |
| その他        |   |                    |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.16】<br>訪問看護推進事業  | 【総事業費】<br>1,026 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 事業の目標      | ○訪問看護推進協議会の開催：2 回<br>○訪問看護師及び医療機関看護師の資質向上のための研修会の開催：2 回<br>○訪問看護の役割の普及啓発（講演会等）：1 回   |                    |
| 事業の達成状況    | ○訪問看護推進協議会の開催：2 回<br>○訪問看護師及び医療機関看護師の資質向上のための研修会の開催：3 回<br>○訪問看護の役割の普及啓発（講演会等）：1 回<br>(講演内容)<br>・ 自立支援と訪問看護<br>・ 地域包括支援センターと訪問看護ステーションの連携  |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>訪問看護に携わる看護師等の資質の向上，訪問看護師と医療機関や地域の在宅介護サービス等との連携の強化による訪問看護の充実が図られる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>宮城県看護協会が主体となり，地域包括ケアや地域医療に関する課題が提起され，考察されていくことで，より効果的で具体的な取組につながることを期待される。</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |   |                      |
|------------|---|----------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                      |
| 事業名        | 【NO.17】<br>機能強化型大規模訪問看護ステーション施設整備事業   | 【総事業費】<br>191,880 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙台圏，大崎・栗原圏  |                      |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                      |
| 事業の目標      | ○機能強化型大規模訪問看護ステーションの整備：2 か所   |                      |
| 事業の達成状況    | ○機能強化型大規模訪問看護ステーションの整備：2 か所<br>・仙台市（太白・若林地区）及び大崎市に整備<br>・平成 26 年度においては用地取得及び基本設計を実施。<br>・平成 27 年度竣工。  |                      |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>訪問看護ステーションの大規模化により，24 時間対応や看取り，重症度の高い利用者への訪問看護サービスを安定的に供給できる基盤を構築することができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>安定した経営により，訪問看護職員の勤務環境改善，離職者防止が図られ，地域全体の訪問看護量の増加やサービスの質を高めていくことにつながる。</p> |                      |
| その他        |   |                      |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.18】<br>訪問看護ステーション設置支援事業  | 【総事業費】<br>3,446 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 石巻・登米・気仙沼圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○訪問看護ステーションの設備拡充：1 か所<br>○訪問看護ステーションサテライト事業所の開設：1 か所   |                    |
| 事業の達成状況    | ○訪問看護ステーションの設備拡充：1 か所<br>○訪問看護ステーションサテライト事業所の開設：1 か所<br>・訪問看護ステーションの設置・設備拡充に対する支援を行った。   |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>良質で安心・安全な訪問看護サービスが安定的に提供されることにより、在宅医療提供体制の充実が図られる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>比較的在宅医療サービス基盤の希薄と思われる地域において、他機関との連携による訪問看護・訪問リハビリテーションが実践されてきている。</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.19】<br>訪問看護人材育成事業  | 【総事業費】<br>4,875 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○訪問看護師の養成及び育成研修の実施：3 回以上<br>〔事業効果〕<br>・研修の機会の少ない小規模事業所の訪問看護師の資質向上が図られ，安心・安全な訪問看護サービスが提供できるようになる。<br>・潜在看護師や訪問看護に関心のある看護師の育成・支援により，訪問看護師の増員にもつながる。          |                    |
| 事業の達成状況    | ○訪問看護師の養成及び育成研修の実施：4 回<br>・県内全域の小規模訪問看護ステーションの訪問看護師や訪問看護に関心のある看護師を対象とした育成研修  |                    |
| 事業の有効性と効率性 | (1) 事業の有効性<br>研修の機会が少ない小規模事業所の訪問看護の資質向上が図られ，安全・安心な訪問看護サービスの提供ができる。<br>(2) 事業の効率性<br>潜在看護師等の育成支援により，訪問看護師の人材確保につながられるほか，訪問看護への理解が深まることで，在宅ケアや看取りへの発展が期待される。 |                    |
| その他        |  |                    |

|            |  |                     |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                     |
| 事業名        | 【NO.20】<br>在宅療養支援診療所創設等推進事業  | 【総事業費】<br>14,558 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 事業の目標      | ○支援対象診療所数：各 7 か所<br>〔事業効果〕<br>・在宅療養支援診療所の増加<br>・在宅療養環境の整備  |                     |
| 事業の達成状況    | ○支援対象診療所数：各 1 か所<br>・公立加美病院  |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>在宅療養支援診療所の届出の障壁となっている，届出前一年間の緊急往診，看取り実績を取得するまでの間，医療機関の取組への支援を行い，在宅療養支援診療所の増加を促した。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>事業実績が目標値を大きく下回ったことから，28年度以降，関係機関等とより連携し，効率的な事業執行を図る。</p> |                     |
| その他        |  |                     |

|            |  |                  |
|------------|--|------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                  |
| 事業名        | 【NO.21】<br>仙南地域在宅医療推進事業  | 【総事業費】<br>126 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏  |                  |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                  |
| 事業の目標      | ○在宅医療支援診療所に対する支援の実施<br>〔事業効果〕<br>・在宅医療の底辺拡大<br>・複数疾患を抱える在宅療養者の医療ケアの充実  |                  |
| 事業の達成状況    | ○在宅医療支援診療所に対する支援の実施<br>・在宅医療の底辺拡大を図るため、在宅医療総合医学管理料の対象とならない診療に対する支援を行う。   |                  |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/> 複数疾患を抱える在宅療養患者に対しては、疾患により対応できる医療機関が異なる場合があるため、本事業の実施により在宅医療に参画する医療機関の数や範囲の拡大が期待される。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/> 県内全域を対象とせず、仙南地域で試行的に事業を実施。対象となる医療機関が少数であったため、今後、仙南地域以外でのニーズや課題について把握していく必要がある。</p> |                  |
| その他        |  |                  |

|            |  |                     |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                     |
| 事業名        | 【NO.22】<br>在宅医療提供体制整備事業  | 【総事業費】<br>12,519 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙台圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 事業の目標      | ○訪問診療用車両配備：2 ヲ所<br>○モバイル医療機器導入：1 ヲ所<br>○モバイル情報端末導入：1 ヲ所<br>〔事業効果〕<br>・在宅医療の対象地域及び対象者の拡大<br>・訪問看護の課題である医師の指示が現場で受けられない状況の解消   |                     |
| 事業の達成状況    | ○訪問診療用車両配備：4 ヲ所<br>○モバイル医療機器導入：1 ヲ所<br>○モバイル情報端末導入：1 ヲ所<br>・訪問診療用車両及び医療機器等（携帯用 X 線撮影装置，ポータブルエコー，ポータブル血液分析器等）の購入，双方向コミュニケーションが瞬時にとれ，医師のみならず訪問看護師にとっても役立つタブレット TV 会議システムを活用したシステムの導入を行う。   |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <b>（1）事業の有効性</b><br>訪問診療用車両の導入等により，訪問看護の対象地域の拡大とより多くの在宅医療利用者へのサービス提供が可能となり，効率的な医療提供体制の強化が図られた。<br><b>（2）事業の効率性</b><br>訪問看護の現場において，タブレット TV 会議システムを活用したシステムを導入。訪問看護師と地域のクリニックが瞬時に双方向でコミュニケーションをとることで，訪問看護の課題である医師からの指示を利用者宅で受けることが可能となった。 |                     |
| その他        |  |                     |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.23】<br>認知症対応推進事業   | 【総事業費】<br>2,318 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙台圏，大崎・栗原圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | <p>○検討会・研修会の開催：13 回</p> <p>○基本チェック調査対象人数：200 人</p> <p>〔事業効果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症予備軍の早期発見と認知症患者の服薬継続は，症状の進行を遅らせ患者の健康寿命の維持，延伸が図られる。</li> <li>・認知症の診断を早期に行い，早期治療を行うことにより，認知症の進行を遅らせ，できる限り住み慣れた地域で長く生活できるような環境の整備が図られる。</li> </ul> |                    |
| 事業の達成状況    | <p>○モデル地区事前説明会の開催：1 回</p> <p>○家族向け紙面調査及び訪問調査の実施：調査対象者数 198 人</p>   |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>平成 26 年度においては，涌谷町 39 行政区のうち 1 つの行政区をモデル地区として事業を実施。65 歳以上の方全員を対象としたことから，地域の実態把握につながった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>認知症の早期発見，早期治療につなげることにより，認知症の進行を緩やかにし，住み慣れた地域で Q O L を保ちながら生活を継続することが期待できる。</p>                           |                    |
| その他        |  |                    |

|            |   |                    |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                    |
| 事業名        | 【NO.24】<br>在宅歯科医療連携室整備事業  | 【総事業費】<br>4,997 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○在宅歯科医療を希望する者からの相談受付件数：60 件<br>○在宅医療・口腔ケア医療機関の紹介件数：35 件<br>〔事業効果〕<br>・住民や在宅歯科医療を受ける者や家族等からの在宅歯科保健等に関する相談やニーズに応じ，医科等の他分野とも連携できる体制が整備される。   |                    |
| 事業の達成状況    | ○在宅歯科医療を希望する者からの相談受付件数：71 件<br>○在宅医療・口腔ケア医療機関の紹介件数：40 件   |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>在宅歯科において医科や介護等の他分野とも連携を図るための窓口を設置することにより，地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築が図られる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>歯科医師会館内に在宅歯科，口腔ケアを希望する県民，医療機関，介護サービス事業者等からの相談に応じる専用窓口を設置することで，相談後の対応まできめ細かに実施することができる。</p> |                    |
| その他        |   |                    |

|            |  |                  |
|------------|--|------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                  |
| 事業名        | 【NO.25】<br>在宅及び障がい児（者）歯科医療連携室整備推進事業  | 【総事業費】<br>378 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏  |                  |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                  |
| 事業の目標      | ○障がい者（児）からの相談への対応<br>○市町村の進める地域包括ケアシステム構築への協力<br>〔事業効果〕<br>・要介護高齢者や障がい児（者）の歯科保健，医療，介護の流れが明確になり，県民が障がいがあっても安心して安全な療養を受けることができる環境整備が可能になる。                       |                  |
| 事業の達成状況    | ○みやぎ訪問歯科・救急ステーションの設置<br>・みやぎ県南中核病院内（地域連携機能の更なる拡充，障がい児（者）の歯科保健医療の相談窓口機能の付加を図る）  |                  |
| 事業の有効性と効率性 | <b>（1）事業の有効性</b><br>仙南圏での事業であるが，今後，各医療圏へ波及するモデルとなり得る。<br><b>（2）事業の効率性</b><br>地域の一次歯科医療機関（かかりつけ歯科医）から地域の中核病院等の二次医療機関及び介護関係等でスムーズな情報提供が可能となり，地域包括ケアシステムの構築に寄与する。 |                  |
| その他        |  |                  |

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分      | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                     |
| 事業名        | 【NO.26】<br>在宅医療（薬剤）推進事業   | 【総事業費】<br>10,123 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 事業の目標      | ○フィジカルアセスメント研修会の開催：1 回<br>○連絡会議，合同薬剤師会の開催：7 回   |                     |
| 事業の達成状況    | ○フィジカルアセスメント研修会の開催：1 回<br>○連絡会議，合同薬剤師会の開催：7 回<br>その他薬学懇話会：1 回<br>・在宅医療等の現場で薬剤師が患者の薬物治療の効果と副作用の発現をより客観的に評価するために必要な研修を実施<br>・開局薬剤師と病院薬剤師との薬薬連携の下で患者情報を共有することにより，外来から入院までの一貫した薬学的管理の展開を推進する取組を実施 |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <b>(1) 事業の有効性</b><br>薬剤師が身体的評価の理念や基礎，臨床的手技を理解することにより，個々の患者における薬物治療の効果と安全性をより高いレベルで担保することができる。<br><b>(2) 事業の効率性</b><br>薬薬連携を構築することで，外来から入院までの一貫した薬学的管理が可能となり，患者中心の最良の治療に結びつく。                  |                     |
| その他        |   |                     |

|            |  |                     |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名        | 【NO.27】<br>地域医療支援センター運営事業  | 【総事業費】<br>50,346 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 事業の目標      | ○臨床研修医合同研修会の開催：2 回<br>○各医師のキャリア形成に配慮した勤務病院の全体調整：1 回<br>〔事業効果〕<br>・平成 27 年度から新たに本県で研修を開始する研修医数：125 人<br>・知事指定医療機関で勤務する修学資金医師数（H27.4.1）：57 人   |                     |
| 事業の達成状況    | ○臨床研修医合同研修会の開催：2 回<br>○医師のキャリア形成支援（専門医取得の各種プログラムの検討）<br>・地域医療支援センター（宮城県医師育成機構）を運営し，臨床研修体制の強化や医学生支援等を通じた医師の育成を図った。<br>〔事業効果〕<br>・平成 27 年度から新たに本県で研修を開始した研修医数：112 人<br>・知事指定医療機関で勤務する修学資金医師数（H27.4.1）：47 人   |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>医師の不足と地域や診療科による偏在が深刻であり，医師確保策が喫緊の課題となっているなか，大学，医師会，医療機関及び県（行政）が一体となって臨床研修体制やキャリア形成支援を行い，医師の県内定着を図ることができる。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>医学生修学資金の貸与や債権管理，勤務年限内の配置などについて，地域医療支援センターが一体的に管理しており，地域の実情に応じて医師が県内に配置されることが期待される。</p> |                     |
| その他        |  |                     |

|            |   |                    |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名        | 【NO.28】<br>医師派遣推進事業及び支援体制の構築  | 【総事業費】<br>9,218 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 事業の目標      | ○客観的な指標による医師ニーズ評価に基づく被災地及び地域医療の調査分析及び医師派遣支援体制の構築<br>〔事業効果〕<br>・客観的医師ニーズ評価に基づいた適切な医師派遣支援体制の構築が推進できる。   |                    |
| 事業の達成状況    | ○「医師ニーズ評価に基づく地域医療実態把握のためのアンケート調査」の実施（平成 26 年 12 月）  |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>調査を実施することにより，各医療圏，医療機関が抱える医師不足の状況を客観的な指標により比較分析することができ，より必要性の高い医療圏，医療機関への適切な医師派遣が実現される。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>調査により把握したニーズは，地域への適切な医師派遣のみならず，今後の医師育成を図るための施策に効果的に反映されることが期待される。</p> |                    |
| その他        |   |                    |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.29】<br>医療従事者招聘事業   | 【総事業費】<br>5,993 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 石巻・登米・気仙沼圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成26年10月1日～平成27年3月31日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○研修・体験プログラムの作成・運営，見学会の実施<br>〔事業効果〕<br>・医療従事者の招聘<br>・近隣地域への人材輩出   |                    |
| 事業の達成状況    | ○研修・体験プログラムのプレイベント実施<br>参加者：8名   |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>医学生や医師向けの研修体験プログラムを作成し，実際に展開することで，医療・介護の専門職が外部から地域に定着するような環境が整備される。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>地域に来てもらうため，短期間研修や見学プログラムを実施するなど，参加者のニーズに合わせて柔軟に事業を展開しているほか，地域の医療機関との連携が進むにつれて，研修環境が整いつつある。</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.30】<br>宮城県の腎臓病診療の体制拡充事業  | 【総事業費】<br>1,500 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○透析管理支援の実施：月 2 回<br>○コメディカルスタッフも含めた学習会の開催：2 回<br>〔事業効果〕<br>・県内で血液浄化療法，透析医療の実務に従事しながら診療技術向上を図ることができる。<br>・後方の中核病院と連携し，専門医等からの助言や支援を得ることができる。  |                    |
| 事業の達成状況    | ○県の透析医療の現況と課題を公開資料に基づき分析<br>・大崎市民病院，石巻赤十字病院，気仙沼市立病院で地域の課題を抽出<br>○東北大学病院血液浄化療法部における教育研修体制の整備  |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>地域医療の拠点病院，公的病院において，腎臓内科，透析医療に従事する医師の確保や現在従事している医師への支援体制の充実が図られる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>平成 26 年度においては，事業実施期間が限られていたため，教育研修体制の準備を行ったが，今後，各地域の課題分析に基づいた効果的，効率的な研修と医療従事者のスキルアップが期待できる。</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名        | 【NO.31】<br>新生児科指導医養成事業  | 【総事業費】<br>16,287 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 事業の目標      | ○小児科修練医の確保：2～4 名<br>○教育セミナーの開催：3 回<br>○研究成果交流会の開催：1 回   |                     |
| 事業の達成状況    | ○新生児医療研修センターの設置準備<br>○教育セミナーの開催：1 回<br>○研究成果交流会の開催：1 回  |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>         東北大学病院に国内初の「新生児医療研修センター」を設置し，新設の専門教育プログラム・コースに基づいて新生児科指導医を継続的に養成することによって，新生児科医師を地域医療に安定して供給できる体制を構築することができる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>         この新生児科医師の養成システムが定着し，新生児科医師数が増加することによって，仙台市以外の周産期新生児医療をレベルアップさせることが期待できる。</p> |                     |
| その他        |   |                     |

|            |  |                     |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名        | 【NO.32】<br>産科医等確保・育成支援事業   | 【総事業費】<br>82,857 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 事業の目標      | ○対象分娩件数：12,441 件<br>○対象研修医数：3 人<br>〔事業効果〕<br>・産科医や分娩医療機関の減少抑制への貢献<br>・産婦人科等を希望する医師の処遇改善  |                     |
| 事業の達成状況    | ○対象分娩件数：9,279 件<br>○対象研修医数：4 人<br>・①産科・産婦人科医師の定着を図るため，産科医等に対して分娩手当を支給する医療機関への支援，②産婦人科等の医師の確保を図るため，産婦人科専門医資格の取得を目指す研修医に対して研修医手当を支給する医療機関への支援を行う。  |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/> 医師不足と言われる中でも，産科医，小児科医（新生児科医）は不足が顕著であり，医師は特に過重な業務を強いられている状況である。手当を支給している医療機関を支援することにより，処遇改善を促し，急激に減少している産科医療機関及び産科医の確保が図られる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/> 産科医等の処遇改善を通じて，定着及び離職防止が図られる。</p> |                     |
| その他        |  |                     |

|            |   |                    |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名        | 【NO.33】<br>周産期医療従事者育成・再教育研修事業   | 【総事業費】<br>3,286 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 事業の目標      | ○トレーニングプログラム等の実施：12 回（H26 は 6 回）<br>〔事業効果〕<br>・産科医療関係者が研鑽を積むことにより，妊産婦死亡数の減少や新生児蘇生率の向上につながる。   |                    |
| 事業の達成状況    | ○トレーニングプログラム等の実施：10 回（H26,27 とともに各 5 回）<br>・分娩取扱い，産科救急の実技トレーニングプログラム，新生児蘇生トレーニングプログラム，胎児心エコー実技講習の実施により周産期医療関係者の対応力の向上を図る。   |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>産科医療関係者，救急隊員等を対象とした，周産期医療の研修を定期的・継続的に実施することで，長期的に視野に立った人材育成を行い，地域周産期医療の維持と質的向上を図ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>実践的な実技トレーニングプログラムを実施し，産科医療関係者の育成・再教育を行うことにより，医療現場における対応力向上が効率的に行われた。</p> |                    |
| その他        |   |                    |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.34】<br>小児救急の調査・支援・教育事業   | 【総事業費】<br>6,941 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○小児救急の患者数，受診目的，診療内容等のデータ収集<br>○派遣医師のスケジュール調整と派遣表作成，派遣先の医療機関との調整<br>〔事業効果〕<br>・常勤医の疲弊・離職を食い止める効率的な医師派遣の実現   |                    |
| 事業の達成状況    | ○東北大学病院（小児科）に小児救急支援教育事務局を設置<br>・時間外に救急受診した小児患者数や診療内容等のデータ収集・解析<br>・延べ 861 名の小児科医を県内の時間外救急センター及び地域小児科センター病院へ派遣<br>○小児救急の教育事業の実施<br>・小児救急に関する講演を実施（2 講演／共催）  |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>小児科医の派遣により，夜間・休日の小児救急の存続と強化が図られているほか，地域小児科センターの医師の負担が軽減されている。</p> <p>また，教育事業の実施により，小児救急に参加する小児科以外の医師の増加や診療内容の向上が図られる。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>県内 5 ヶ所の時間外救急センターを対象として，小児の救急診療所受診状況を把握するための調査を実施。今後，データに基づいた医師派遣の効率化が期待される。</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |   |                  |
|------------|---|------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                  |
| 事業名        | 【NO.35】<br>医科歯科連携推進事業   | 【総事業費】<br>550 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                  |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                  |
| 事業の目標      | ○がん診療連携拠点病院等の患者・糖尿病患者に対する医科歯科連携推進に関する調査分析   |                  |
| 事業の達成状況    | ○「糖尿病と生活習慣病に関する意識調査」の実施<br>調査協力：2 会場 359 名  |                  |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>がん診療連携拠点病院等の患者に対し，周術期口腔機能管理を行うことにより，全身麻酔時の口腔内からのリスク軽減，手術後の誤嚥性肺炎の減少，化学療法による口内炎等の発症の軽減が図られる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>がん診療連携拠点病院との医科歯科連携に関しては，歯科医師会，がん診療連携協議会，東北大学（大学院歯学研究科）が連携して普及啓発等に取り組んでいるほか，糖尿病に関しては「世界糖尿病デー」のイベントにあわせ，意識調査や歯周病の調査を実施するなど，効率的な事業実施に努めている。</p> |                  |
| その他        |   |                  |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.36】<br>県北地域助産師外来支援事業   | 【総事業費】<br>5,005 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○支援対象医療機関：3 病院<br>〔事業効果〕<br>・助産師の専門性を活用することにより地域の産科医の負担軽減を図ることができる。<br>・妊婦の利便性が向上する上，身近な相談役として助産師外来を利用することで母子保健医療機能としての役割を果たすことができる。             |                    |
| 事業の達成状況    | ○支援対象医療機関：3 病院<br>・県北地域の助産師外来を軌道に乗せるため，病院内外における関係者間の連携方法等について助産師外来先進病院による研修等を行い，助産師外来に関する運営を支援した。  |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <b>(1) 事業の有効性</b><br>支援を通して，県北地域における産科医療の提供体制が強化された。<br><b>(2) 事業の効率性</b><br>研修会場を東北大学病院の産科外来及び助産師外来としたことによって現場を確認しながらの研修が可能となり，効率的な支援とすることができた。 |                    |
| その他        |  |                    |

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名        | 【NO.37】<br>専門医療人材養成事業   | 【総事業費】<br>35,000 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 事業の目標      | <p>○次世代の遺伝子診療医の養成を担う遺伝子診療部の設置</p> <p>○災害保健医療マネジメントスペシャリストの養成を担う災害対応マネジメント部の設置</p> <p>〔事業効果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族性腫瘍や先天性疾患，神経難病といった遺伝的背景で発症する患者が宮城県で適切な診療を受ける体制が構築できる。</li> <li>・過去の災害の経験等を活かしながら，将来の大規模災害等に対応できる災害保健医療体制，医療人の養成を行う体制が構築できる。</li> </ul>  |                     |
| 事業の達成状況    | <p>○東北大学病院に遺伝子診療部の設置（平成 27 年 3 月）</p> <p>○東北大学病院災害対応マネジメントセンターの設置（平成 27 年 1 月）</p>  |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>遺伝的背景で発症する患者への適切な診療を行う体制として遺伝子診療部を整備し，医学部，保健学科の学生や医師に対して講義や研究実習を行うことで人材の育成が図られる。</p> <p>また，災害医療に必要な医療スキル等を持ち，災害医療体制リーダーとして活躍できる医療人が養成される。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>遺伝子診療部の設置により，専門医のみならず看護師などメディカルスタッフの人材育成も可能となる。</p> <p>また，災害対応マネジメントセンターの設置により，人材育成のほか，東北大学病院内外の各種災害関連研修会の効率的実務調整が図られる。</p> |                     |
| その他        |   |                     |

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名        | 【NO.38】<br>女性医師等就労支援事業  | 【総事業費】<br>20,034 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 事業の目標      | ○支援対象病院：2 病院<br>〔事業効果〕<br>・女性医師が妊娠・出産・育児の期間を通じて仕事を継続できる働きやすい職場環境の整備。<br>・就労環境の改善による離職防止。  |                     |
| 事業の達成状況    | ○支援対象病院：2 病院<br>・女性医師が働きやすい職場環境を整備し，就労環境の改善及び離職防止を図るため，女性医師の当直・休日勤務に対する支援を行った。  |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>パートタイム医，嘱託医の採用により，日当直免除または短時間勤務制度を利用しやすくなり，退職や離職をすることなく勤務を継続することが可能となる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>育児休業を取得しやすい環境の整備は，妊娠・出産，介護など医師の家庭環境に配慮した勤務形態の保障につながる。</p> |                     |
| その他        |   |                     |

|            |  |                     |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名        | 【NO.39】<br>女性医師復職支援プログラム推進事業   | 【総事業費】<br>15,000 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙台圏  |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 事業の目標      | ○復職支援プログラム実施医師数：4 人<br>〔事業効果〕<br>・出産・育児による女性医師のキャリア中断を最小限にし，医療への復帰を支援する環境を整えることができる。   |                     |
| 事業の達成状況    | ○復職支援プログラム実施医師数：10 人<br>・復職を希望する女性医師に対し，大学病院での再研修プログラムを提供し，復職を支援。時短医員 10 名を雇用した。   |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>今後急速に増加する女性医師に対し，出産・育児等からの職場復帰を支援するための復職支援プログラムを提供することで，女性医師の離職を防止し，県内の医師不足の解消につながる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>東北大学病院にて復職支援プログラムの提供や保育支援を実施。時短勤務医員の身分確保をしやすくするよう規程の改正を行うなど，女性医師が安心して働ける環境整備を行っている。</p> |                     |
| その他        |  |                     |

|            |  |                     |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名        | 【NO.40】<br>新人看護職員・助産師研修事業  | 【総事業費】<br>33,165 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 事業の目標      | ○新人看護職員研修実施病院等：27 施設<br>○新人助産師対象研修の実施：14 回<br>〔事業効果〕<br>・看護の質の向上及び早期離職防止<br>・助産技術の向上   |                     |
| 事業の達成状況    | ○新人看護職員研修実施病院等：29 施設<br>受講者：延べ 536 名<br>○新人助産師対象研修の実施：5 回<br>受講者：延べ 119 名  |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>妊娠期から分娩期，新生児期までの再学習及び専門的内容についての研修や技術演習をとおして，周産期に関する知識の獲得や助産実践能力の向上が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>新人助産師研修を自施設内で実施することが困難な医療機関等を対象として，多施設合同研修を実施することで，助産技術の向上等と効率化が図られた。</p> |                     |
| その他        |  |                     |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.41】<br>新人看護職員合同研修事業  | 【総事業費】<br>1,500 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○新人看護職員合同研修の開催：2 地域<br>〔事業効果〕<br>・新人看護職員の質の向上及び早期離職防止を図る。  |                    |
| 事業の達成状況    | ○新人看護職員合同研修の開催：3 地域<br>(1) 気仙沼地域 4 施設（延べ 20 名）<br>(2) 栗原・登米・大崎地域 5 施設（延べ 18 名）<br>(3) 仙南地域 8 施設（延べ 46 名）   |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>研修を受講した新人看護職は，移動，以上及びフィジカルアセスメントについて基本的知識・技術を学び，臨床実践能力を養うことができた。また，演習を通して各地域で就労する新人看護職同士の交流が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>新人看護職員研修を自施設内で実施することが困難な医療機関を対象として，多施設合同研修を実施することで，研修機会の確保と効率化が図られた。</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.42】<br>看護職員資質向上研修事業  | 【総事業費】<br>1,061 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○研修会の開催：6 回以上<br>〔事業効果〕<br>・高齢者ケア施設で働く看護職の質の向上及び職場定着を図り，質の高い看護を提供できるようになる。<br>・看護研究の充実により根拠に基づいた看護が提供でき，看護の質の向上の一旦を担うことができる。<br>・看護職員のスキルアップによる医療安全の確保と離職防止を図る。  |                    |
| 事業の達成状況    | ○研修会の開催：5 回<br>・高齢者ケア施設で働く看護職の質の向上と職場定着を目的とした多施設合同研修を実施（2 回：県内 2 ヶ所で各 1 回）<br>・看護研究指導を受け，日々の看護実践に活用する手法を学ぶ（2 回）<br>・新人から指導者までの院内スキルアップ研修の実施（1 回）   |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>高齢社会が進展するなか，高齢者ケア施設における医療ケア増加など看護職の役割の変化を意識した研修のほか，臨床の課題解決能力向上のための研修を支援し，看護職員のスキルアップ（医療安全の確保）を図った。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>高齢者ケア施設については 1 施設当たりの看護職も少ないことから，多施設の合同研修として県内 2 ヶ所で実施（参加者 112 名）するなど効率的に事業を実施し，また対象者の参加機会を確保した</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.43】<br>認定看護師スクール助成事業   | 【総事業費】<br>2,646 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 事業の目標      | ○皮膚・排泄ケア分野の認定看護師の養成：27 人<br>〔事業効果〕<br>・皮膚・排泄ケア分野認定看護師が増加し，入院患者等の人工肛門の管理や褥瘡の予防・早期回復につながる。<br>・特定分野において高い水準の知識と技術を有する看護職員の実践確保を図り，安全で質の高い看護サービスを提供する。  |                    |
| 事業の達成状況    | ○皮膚・排泄ケア分野の認定看護師の養成：27 人<br>・皮膚・排泄ケア分野の認定看護師の養成を行うために，認定看護師スクールの運営費を支援した。  |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>高齢化社会の進展に伴い，褥瘡や失禁の予防・治療が大きな課題となっているなか，入院患者の褥瘡発生予防や早期回復に重要な役割を果たしている皮膚・排泄ケア認定看護師の養成が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>特定の分野の知識と技術を持ち，より訓練された看護職員を養成するため，当該認定看護師スクールは宮城大学への委託事業として実施された。</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |   |                    |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名        | 【NO.44】<br>宮城県認定看護師スクール助成事業   | 【総事業費】<br>1,000 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 事業の目標      | ○訪問看護師育成に係る県内の現状把握調査<br>○開設コースの調整及び開設準備<br>〔事業効果〕<br>・県内に専門性の高い教育施設を確保することで県内看護職の学習機会が増加し，看護師のキャリア形成につながり，質の高い看護を提供することができる。  |                    |
| 事業の達成状況    | ○訪問看護師育成に係る県内の現状把握調査<br>○開設コースの調整及び開設準備   |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>県内の看護職が学習する機会が飛躍的に増加し，県民に対して質の高い看護の提供ができる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>宮城県認定看護師スクールの開設（平成 28 年度予定）に向け，スクールの実施者となる宮城大学に委託し，県内の現状把握を行うとともに，開設コースの選定や教員予定者の選考等を実施した。</p> |                    |
| その他        |   |                    |

|            |   |                    |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名        | 【NO.45】<br>研修責任者・実習指導者研修事業  | 【総事業費】<br>3,282 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | <p>○病院等研修責任者（看護部長等）対象研修の実施：2 回（各 3 日間）</p> <p>○実習指導者講習会の開催：1 回（8 週間，240 時間）</p> <p>〔事業効果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院等研修責任者の研修企画力の向上により，教育体制の充実を図るとともに，質の高い看護の提供につなげる。</li> <li>・病院等における実習指導者が看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し，効果的な実習指導ができるようになり，質の高い看護師の養成につながる。</li> </ul> |                    |
| 事業の達成状況    | <p>○病院等研修責任者（看護部長等）対象研修の実施：2 回（各 2 日間）<br/>受講者：182 人（1 回目 112 人 2 回目 70 人）</p> <p>○実習指導者講習会の開催：1 回（8 週間，240 時間）<br/>受講者：46 人</p>  |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>（1）事業の有効性</b><br/>研修責任者研修は，新しい「新人看護職員研修ガイドライン」に沿った内容で行われ，タイムリーな内容と具体的な提示で今後の活動に生かすことができる。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b><br/>研修責任者研修は，研修期間を 3 日間として実施したいという希望も寄せられていたが，内容の充実した 2 日間の講義形式で行い，結果として参加者の高い満足度が得られた。</p>   |                    |
| その他        |   |                    |

|            |   |                  |
|------------|---|------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                  |
| 事業名        | 【NO.46】<br>看護管理者等研修事業   | 【総事業費】<br>400 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙台圏   |                  |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                  |
| 事業の目標      | ○看護管理者研修の実施：2 回<br>〔事業効果〕<br>・看護管理者の効果的な人材養成のためのスキルの向上を図る。<br>・看護管理者のリーダーシップの発揮により，医療（チーム医療，医療安全含む）の質の向上につながる。  |                  |
| 事業の達成状況    | ○看護管理者研修の実施：2 回<br>・看護管理者を対象に，「看護職の人材育成」に必要とされる知識の習得を目的とした研修会を実施。   |                  |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>（1）事業の有効性</b><br/>県内の介護・福祉施設，在宅領域に勤務する看護管理者を対象に実施したところ，51 名の参加があり，また，研修に対する高い評価が得られるなど，現場のニーズに合った研修が実施できた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b><br/>研修を県内 2 ヶ所で実施し，研修機会の確保を図ったほか，介護老人保健施設，介護老人福祉施設及び訪問看護ステーションの職員が自ら研修内容を検討したことで，課題の共通理解や連携が進んだ。</p> |                  |
| その他        |   |                  |

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名        | 【NO.47】<br>仙南医療圏における看護師確保・育成に関する調査  | 【総事業費】<br>20,000 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏   |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 事業の目標      | ○仙南医療圏における看護師確保・育成に関する調査の実施<br>〔事業効果〕<br>・仙南医療圏の看護師，医療機関，看護学校のニーズに的確に対応した効果的な事業の企画・実施につながり，看護師の確保，離職防止，復職に貢献することができる。   |                     |
| 事業の達成状況    | ○仙南医療圏における看護師確保・育成に関する調査の実施<br>・実現可能な看護師確保・育成に関する事業計画を策定するための予備調査を実施。<br>対象：仙南医療圏の医療機関（121 施設），看護師（1,400 名程度），看護学校（2 校）等  |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>（1）事業の有効性</b><br/>書面での調査及び訪問による面接調査から，看護師充足において重要な要素を分析することにより，実現可能な支援策の立案に当たって参考となる基礎資料を作成することができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b><br/>県医師会が全体的な調整を行うことで，効率的な事業執行が図られた。</p> |                     |
| その他        |   |                     |

|            |   |                    |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名        | 【NO.48】<br>潜在看護職員復職研修事業   | 【総事業費】<br>1,344 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○潜在看護職員実習講習会（8 日間）の開催：2 回<br>〔事業効果〕<br>・再就業者の増加につなげることができる。   |                    |
| 事業の達成状況    | ○潜在看護職員実習講習会（8 日間）の開催：2 回<br>・看護師の再就業を促進するため，潜在看護職員に対する再就業に向けた臨床実務研修を実施した。  |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>約 2 か月の間に 8 日間の研修（講義及び実習）を行う潜在看護職員復職研修を企画し，32 名が参加した。<br/>※ 内訳：保健師 2 名，助産師 1 名，看護師 25 名及び准看護師 4 名</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>夏と秋の 2 回，同内容の研修を設けることで，対象者の参加機会を確保し，受講を促した。</p> |                    |
| その他        |   |                    |

|            |  |                      |
|------------|--|----------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                      |
| 事業名        | 【NO.49】<br>看護師等養成所運営費補助  | 【総事業費】<br>986,388 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                      |
| 事業の期間      | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                      |
| 事業の目標      | ○対象施設：11 施設<br>〔事業効果〕<br>・看護師等養成所の運営の安定を図り，看護職員の安定確保につなげることができる。   |                      |
| 事業の達成状況    | ○対象施設：11 施設<br>・看護師免許等の受験資格を付与される養成所に対して，運営費を支援し，看護職員の安定確保を図った。  |                      |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>看護職員業務従事者届による県内看護職員の従業者数は，平成 24 年末の 25,643 人から平成 26 年の 26,318 人に増加（675 人増）。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>看護師養成施設（養成所）の設置者，実習や講師派遣を行う医療機関等が連携して効率的に事業を運営しており，卒業後の看護師は県内外において地域医療に貢献している。</p> |                      |
| その他        |  |                      |

|            |   |                  |
|------------|---|------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                  |
| 事業名        | 【NO.50】<br>看護職員の勤務環境改善支援事業  | 【総事業費】<br>822 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                  |
| 事業の期間      | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                  |
| 事業の目標      | ○病院等看護・事務部門職員対象研修の実施：2 回  |                  |
| 事業の達成状況    | ○病院等看護・事務部門職員対象研修の実施：3 回<br>①WLBワークショップ 参加：延べ 85 名（6 施設）<br>②働き続けられるための勤務環境改善 参加：15 名<br>③雇用の質向上のための研修会 参加：18 名<br>・育児・介護のほかキャリアアップなどの個々のライフステージに対応し働き続けられるよう研修を実施した。 |                  |
| 事業の有効性と効率性 | <b>(1) 事業の有効性</b><br>多様な勤務形態の普及啓発が図られ，看護職員の勤務環境改善につながる。<br><b>(2) 事業の効率性</b><br>WLBワークショップは研修及びそのフォローアップを行い，研修内容の実践と評価までを一体的に実施した。                                    |                  |
| その他        |   |                  |

|            |  |                  |
|------------|--|------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                  |
| 事業名        | 【NO.51】<br>看護職員の就労環境改善のための職務満足度調査事業  | 【総事業費】<br>933 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 大崎・栗原圏   |                  |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                  |
| 事業の目標      | ○職務満足度調査の実施と調査結果の分析<br>〔事業効果〕<br>・勤務環境が改善されることで、離職防止につながり、質の高い看護を提供することが可能になる。   |                  |
| 事業の達成状況    | ○職務満足度調査の実施と調査結果の分析<br>・職務満足度調査の集計結果により、所属する看護師の現状の満足度を把握することができた。   |                  |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>職務満足度調査の結果を就労環境の改善につなげ、看護師の離職防止を図る。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>集計結果については、所属の看護師に説明会を実施（共有）しているほか、今後も継続して調査を行うことで、改善点の把握や全国の病院とのベンチマークを行うことができる。</p> |                  |
| その他        |  |                  |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.52】<br>医学物理士雇用のための体制整備事業   | 【総事業費】<br>5,000 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙台圏，大崎・栗原圏   |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 事業の目標      | ○がん診療拠点病院への医学物理士の配置：2 病院（各 1 人）<br>〔事業効果〕<br>・放射線治療の質の向上及び治療成績の向上につながる。<br>・先進治療可能施設・症例数・適応疾患の拡大，さらには放射線治療医の負担を軽減できる。  |                    |
| 事業の達成状況    | ○がん診療拠点病院への医学物理士の配置：0 病院<br>・平成 27 年度における医学物理士の配置に向け，医学物理士スキルアップ講習会を実施。前立腺がんに対する VMAT の治療計画法のトレーニングを実習形式で行った。  |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>医学物理士が現在配置されていないがん診療拠点病院に医学物理士を配置することで，放射線装置の QA/QC を担保するとともに，各病院の医学物理士同士の相互教育のための研究会を開催し，専門教育の基盤構築を図る。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>東北大学病院がんセンター及び宮城県がん診療連携協議会放射線治療部会が中心となって事業を推進することで，地域の医学物理士のネットワーク構築や治療技術の向上等が促され，県内におけるがん診療の均てん化が期待できる。</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |  |                      |
|------------|--|----------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                      |
| 事業名        | 【NO.53】<br>医療勤務環境改善事業  | 【総事業費】<br>213,420 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                      |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                      |
| 事業の目標      | <p>○医療補助者の配置：236 人 [2 年間]<br/>医療補助者研修の実施・参加：6 回</p> <p>○医療勤務環境改善等相談窓口の設置：1 か所</p> <p>○勤務環境改善に関する調査の実施<br/>〔事業効果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者の業務負担を軽減することで，少ない医療資源を効率的に活用し，医療提供の一層の円滑化を図ることができる。</li> <li>・レベルアップした医療クラークの活用を促進することにより，病院勤務医の負担軽減が図られ，離職防止及び定着率向上につなげることができる。</li> <li>・勤務医の勤務環境を改善することにより離職率を下げ，医療従事者不足の解消へとつなげる。</li> <li>・医療従事者が抱えている勤務環境改善に関するニーズを適切に把握することにより，今後の勤務環境改善施策につなげることができる。</li> </ul> |                      |
| 事業の達成状況    | <p>○ 医療補助者の配置への支援 48 人 (H26：18 人，H27：30 人)</p> <p>○ 勤務環境改善等相談窓口の設置 28 年度に設置予定</p> <p>○ 勤務環境改善に関する調査の実施</p>   |                      |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性<br/>医療補助者の配置により，医療従事者の業務負担を軽減することで，限られた医療資源の効率的な活用と医療提供の円滑化が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>平成 26 年度においては，県提案事業として，県内全域の医療機関等の協力を得て，看護職員の勤務環境実態調査を一斉に実施した。高い回収率を得たことから，今後の施策展開への反映が期待される。</p>  |                      |
| その他        |  |                      |

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名        | 【NO.54】<br>院内保育所施設整備・運営事業   | 【総事業費】<br>130,458千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                     |
| 事業の期間      | 平成26年4月1日～平成27年3月31日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 事業の目標      | ○施設整備対象施設：1施設<br>○運営対象施設：42施設<br>〔事業効果〕<br>・院内保育所が整備・運営されることで，子どもを持つ医療従事者が出産から育児の期間を通じて働きやすい勤務環境が提供され，離職防止や復職支援につながる。   |                     |
| 事業の達成状況    | ○施設整備対象施設：1施設<br>○運営対象施設：28施設<br>・医療従事者の離職防止及び再就業の促進を図るため，保育施設の整備・運営を支援した。  |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>東日本大震災で全壊した院内保育所再開のための改修工事を行い，従業員の利便性が高まった。また，看護職員の新規採用及び育児休業等からの復職支援に資する環境が整備された。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>院内保育所の整備等により，育児を理由とする離職防止や育児休業期間の短縮等が図られることで，病院の安定的な運営（地域医療への貢献）に繋がっている。</p> |                     |
| その他        |   |                     |

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名        | 【NO.55】<br>小児救急医療体制整備事業  | 【総事業費】<br>1,447 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙台圏  |                    |
| 事業の期間      | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 事業の目標      | ○実施市町村：1 市<br>〔事業効果〕<br>・小児救急医の負担が軽減される。   |                    |
| 事業の達成状況    | ○実施市町村：1 市<br>・小児救急医の負担軽減を図るため、市町村が実施する休日・夜間の小児救急医療体制整備に対する支援を行った。   |                    |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>土日祝日等の昼間における小児科の救急患者の収容先が確保され、救急患者が迅速に治療を受ける体制が整備された。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>参加病院において当番制で事業を実施することにより、年間を通じて専用病床と小児科医師が確保された。</p> |                    |
| その他        |  |                    |

|            |  |                     |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名        | 【NO.56】<br>小児救急電話相談事業  | 【総事業費】<br>18,793 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏  |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 事業の目標      | ○電話相談件数：11,000 件<br>〔事業効果〕<br>・ 県内における患者の症状に応じた適切な医療提供体制が構築される。  |                     |
| 事業の達成状況    | ○電話相談件数：10,207 件<br>・ 地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備した。   |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し，県内どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ，小児科医の負担軽減が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>毎日午後7時から午後11時まで看護師等が対応する電話相談事業を実施することにより，相談内容の傾向が把握されたほか，保護者の不安軽減が図られた（相談対応には救急車要請の助言を含む）。</p> |                     |
| その他        |  |                     |

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分      | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名        | 【NO.57】<br>患者搬送体制整備・連携推進事業  | 【総事業費】<br>14,229 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 仙南圏，仙台圏，大崎・栗原圏，石巻・登米・気仙沼圏   |                     |
| 事業の期間      | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 事業の目標      | <p>○後方支援病院への患者搬送：400 人</p> <p>○後方支援病院への受入コーディネーター配置：8 施設</p> <p>○円滑な患者搬送に関する検討の実施</p> <p>〔事業効果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の機能分担が図られ，連携強化が促進される。</li> <li>・後方支援医療機関も安全・安心な転院受入が円滑になされる。</li> <li>・医師の負担軽減につながる。在宅医療の連携を促進するため，実際に多職種連携に関する研修会等を全地域において実施する。</li> </ul> |                     |
| 事業の達成状況    | <p>○後方支援病院への患者搬送：272 人</p> <p>○後方支援病院への受入コーディネーター配置：11 施設</p> <p>○急性期病院から後方支援病院への転院患者実態調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後方支援医療機関への患者搬送体制の整備が図られたほか，急性期病院と後方支援病院との間で，患者情報が記載された「チェックシート」を共有することによる円滑な移動に向けた調査検証事業を実施した。</li> </ul>  |                     |
| 事業の有効性と効率性 | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>後方支援医療機関への患者搬送体制の整備が図られ，患者搬送に関わる医師等の負担軽減が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>急性期病院から後方支援病院への転院患者実態調査（仙南地域の 12 医療機関が参加）の実施により，転院患者の原因疾患や病態等についてのデータが得られた。継続調査を行うことで，後方転送における地域の傾向が明らかになることが期待される。</p>  |                     |
| その他        |   |                     |